

長崎県中小企業対策資金取扱要領

第一 総則

(目的)

第1条 長崎県中小企業対策資金の貸付及び運用については、長崎県中小企業対策資金貸付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(報告)

第2条 要綱第6条に定める報告は報告様式第1及び第2により行うものとする。

(県税の完納)

第3条 要綱別表（第3条関係）融資対象の欄に規定する「県税を完納している」とは、徴収猶予手続きを完了していることを含む。

第二 経営安定資金

(定義)

第4条 要綱別表（第3条関係）融資対象の欄に規定する「売上高の減少」とは、直近期の税務申告決算における売上高が、直近期の前期以前3期のいずれかの税務申告決算における売上高に比して減少していることをいう。

なお、個人事業者で複数の事業を営む場合は、各事業の売上高を全て合算して比較するものとする。

2 要綱別表（第3条関係）融資対象の欄に規定する「経常利益の減少」とは、直近期の税務申告決算における経常利益が、直近期の前期以前3期のいずれかの税務申告決算における経常利益に比して減少していることをいう。

なお、個人事業者の場合は、上記「経常利益」を税務申告決算書上の「所得金額」と読み替える。

3 要綱別表（第3条関係）融資対象の欄に規定する「売上高等」とは、「売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事残高又は受注残高）」のことをいう。

4 要綱別表（第3条関係）融資対象の欄に規定する「繰越欠損」とは、「繰越利益剰余金（個人事業者は元入金）がマイナス」のものをいう。

(添付書類)

第5条 融資にあたっては、取扱金融機関は次のいずれかの書類を添付しなければならない。

ア 申込にかかる融資要件が売上高等減少に該当する場合は、経営安定資金に係る確認書（様式第1）

イ セーフティネット認定企業

中小企業信用保険法第2条第5項に定める対象中小企業者である旨の各市町村長の

認定書

なお、認定書は、中小企業信用保険法第2条第5項に定める対象中小企業者の認定要領による。

第三 下請企業・協同組合振興資金

(申込書)

第6条 要綱別表(第3条関係)申込方法の欄に規定する「別に定める申込書」とは、下請企業・協同組合振興資金(下請企業手形割引あっせん)貸付申込書(様式第2)とする。

(副申)

第7条 要綱別表(第3条関係)申込方法の欄に規定する「振興財団の副申書」とは、(様式第3)とする。

(留意事項)

第8条 長崎県中小企業団体中央会(以下「中央会」という。)は要綱別表(第3条関係)申込方法の欄に定めるところにより意見を付すときは、県経営支援課及び企業振興課の意見を聞くものとする。

(報告)

第9条 取扱金融機関は中央会に対し、報告様式第3により貸付及び償還状況の報告を行うものとする。

第四 緊急資金繰り支援資金

(添付書類)

第10条 要綱別表(第3条関係)融資対象の欄(3)の融資にあたっては、取扱金融機関は取扱金融機関の確認書(様式第4又は様式第4-1)を添付しなければならない。

第五 再生支援資金

(推薦書)

第11条 要綱別表(第3条関係)融資対象の欄(2)の規定に該当する者への融資にあたっては、取扱金融機関は再生支援資金に係る推薦書(様式第5、様式第5-2)により、保証協会及び県へ推薦するものとする。

2 要綱別表(第3条関係)申込方法の欄に規定する推薦を受ける場合は、再生支援資金に係る推薦願[商工会議所・商工会支援分](様式第6)を商工会議所又は商工会へ提出するものとする。

3 前項に定める推薦願を受理した商工会議所又は商工会が推薦を行う場合は、再生支援資金に係る推薦書[商工会議所・商工会支援分](様式第7、様式第7-2)により、取

扱金融機関、保証協会及び県へ推薦するものとする。

(経営改善計画書)

第 12 条 要綱別表(第 3 条関係) 申込方法の欄に規定する「別に定める経営改善計画書」とは、様式第 8 とし、企業の実態に応じて適宜調整できるものとする。

第六 地方創生推進資金

(報告)

第 13 条 保証協会は、宿泊事業者応援資金の保証を実施したときは、毎月 10 日までに報告様式第 4 により県に報告することとする。

(認定書)

第 14 条 要綱別表(第 3 条関係) 申込方法の欄に規定する「別に定める県による認定書」とは、様式第 9 及び様式第 10 とする。

第七 創業バックアップ資金

(事業計画書)

第 15 条 要綱別表(第 3 条関係) 申込方法の欄に規定する「別に定める事業計画書」とは、創業関連保証・支援創業関連保証・再挑戦支援保証の場合は創業・再挑戦計画書(様式第 11-1)とし、スタートアップ創出促進保証の場合は創業計画書(様式 11-2)とする。

(推薦書)

第 16 条 要綱別表(第 3 条関係) 融資対象の欄に規定する推薦を受ける場合は、創業バックアップ資金に係る推薦願(様式第 12)を商工会議所、商工会又は経営革新等支援機関へ提出するものとする。

2 前項に定める推薦願を受理した商工会議所、商工会又は経営革新等支援機関が推薦を行う場合は、創業バックアップ資金に係る推薦書(様式第 13、様式第 13-2)により、取扱金融機関(取扱金融機関が推薦する場合を除く)、保証協会及び県へ推薦するものとする。

第八 事業承継資金

(事業承継計画書)

第 17 条 要綱別表(第 3 条関係) 申込方法の欄に規定する「別に定める事業承継計画書」とは、様式第 14 とする。

(財務要件等確認書)

第 18 条 要綱別表(第 3 条関係) 申込方法の欄に規定する「別に定める財務要件等確認書」とは、様式第 15 とする。

(ガバナンス体制の整備に関するチェックシート)

第 19 条 要綱別表(第 3 条関係) 申込方法の欄に規定する「別に定めるガバナンス体制の整備に関するチェックシート」とは、様式第 16 とする。